

第2章 単体規定(法19～41条)

見出し	条	概要	
敷地の衛生・安全	法19条	敷地についての一般的な規制	
構造耐力	法20条	構造技術基準・構造計算の適用	地震
大規模建築物の基準	法21条	高さ13m・軒9m・延べ3000㎡超えの主要構造部	火事
22条区域	法22条～24条の2	22条区域内の規制	火事
大規模木造建築物	法25条	延べ1000㎡超えの木造建築物等の外壁・軒裏・屋根	火事
防火壁	法26条	延べ1000㎡超えの建築物の防火壁	火事
耐火・準耐火建築物等	法27条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	火事
居室の採光・換気	法28条	居室の採光(1/5～1/10)・換気(1/20、火気、特建)	健康
シックハウス対策	法28条の2	石綿・クロルピリノス・ホルムアルデヒドに関する規制	健康
地階の居室	法29条	地階に設ける居室の規制	健康
界壁	法30条	長屋・共同住宅の界壁の遮音性能	
便所	法31条	下水道、尿尿浄化槽	
電気設備	法32条	電気設備	
避雷設備	法33条	高さ20m超え建築物の避雷設備	雷
昇降機	法34条	昇降機の基準、非常用エレベーター	
特殊建築物の避難	法35条	特殊建築物等の避難施設・排煙設備・非常用照明	火事
特殊建築物の内装	法35条の2	特殊建築物等の内装制限	火事
無窓居室の主要構造部	法35条の3	採光・避難の無窓居室の主要構造部	
技術基準	法36条	採光面積、階段、防火区画等の技術基準	火事
建築材料の品質	法37条	指定建築材料の品質・認定	
大臣認定	法38条	特殊の構造方法・建築材料	
災害危険区域	法39条	災害危険区域内の条例規制	
条例による制限の附加	法40条	地方公共団体の条例による制限の附加	
条例による制限の緩和	法41条	地方公共団体の条例による制限の緩和	